



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 29 日 (金)
第 8 7 0 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (381) (男女共同参画推進課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (382) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (383) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (384~387) (経済産業総室) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (388) (農業大学校) 5
	都市計画の変更 (389) (技術企画課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第381号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県地域における女性活躍推進事業プロポーザル審査会	女性活躍のためのノウハウ導入手引書（仮称）の制作、行動計画作成セミナーの実施及び女性リーダー育成セミナーの実施の受託者の選定に関する事項	平成27年6月9日から同年10月31日まで	男女共同参画推進課

鳥取県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人フォイボス	デイサービスゆくり	鳥取市永楽温泉町622	平成27年5月15日	通所介護
株式会社ライフライン	株式会社ライフライン	鳥取市行徳一丁目103	平成27年5月22日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人フォイボス	デイサービスゆくり	鳥取市永楽温泉町622	平成27年5月15日	介護予防通所介護
株式会社ライフライン	株式会社ライフライン	鳥取市行徳一丁目103	平成27年5月22日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称
①丸合上後藤店、②丸合皆生店、③丸合河崎店、④丸合弓ヶ浜店、⑤丸合東福原店、⑥丸合みのかや店、⑦丸合西倉吉店、⑧丸合境港ターミナル店、⑨境港ショッピングスクエア パティオ
- 2 大規模小売店舗の所在地
①米子市三旗町 7-16ほか、②米子市皆生温泉二丁目 2-43ほか、③米子市河崎1740-7ほか、④米子市夜見町3077-17、⑤米子市東福原六丁目11-7、⑥米子市蚊屋200-1ほか、⑦倉吉市生田348-1ほか、⑧境港市浜ノ町112、⑨境港市元町1825
- 3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
次のとおりとする。
- 5 変更年月日
平成25年 4 月 1 日ほか
- 6 届出年月日
平成27年 5 月 7 日
- 7 縦覧に供する期間
平成27年 5 月29日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部経済産業総室並びに大規模小売店舗の所在地を所管する各総合事務所地域振興局及び市町村役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を 8 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称
丸合五千石店 エキサイティングタウン五千石店
- 2 大規模小売店舗の所在地
米子市福市1676ほか
- 3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
東光産業有限会社 米子市皆生一丁目 1-64
- 4 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁

- 5 変更年月日
平成25年 4 月 1 日
- 6 届出年月日
平成27年 5 月 7 日
- 7 縦覧に供する期間
平成27年 5 月29日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部経済産業総室、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称
①丸合羽合店 ドラッグストアウェルネスはわい店、②丸合西伯店 ドラッグストアウェルネス西伯店
- 2 大規模小売店舗の所在地
①東伯郡湯梨浜町長瀬789-1 ほか、②西伯郡南部町阿賀226-1
- 3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
J A 三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目10-2
- 4 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
次のおりとする。
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
次のおりとする。
- 5 変更年月日
平成25年 4 月 1 日ほか
- 6 届出年月日
平成27年 5 月 7 日
- 7 縦覧に供する期間
平成27年 5 月29日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部経済産業総室並びに大規模小売店舗の所在地を所管する各総合事務所地域振興局及び市町村役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のおり」は、省略し、その関係書類を 8 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称
ショッピングスクエア パセオ
- 2 大規模小売店舗の所在地
日野郡日南町霞789-1
- 3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
有限会社さつき開発 日野郡日南町霞789-1
- 4 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
- 5 変更年月日
平成25年4月1日
- 6 届出年月日
平成27年5月7日
- 7 縦覧に供する期間
平成27年5月29日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部経済産業総室、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日南町企画課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第388号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
 - (1) 生産品
鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
 - (2) 牛
JA全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

倉吉都市計画道路3・5・1号上井東西線（変更前 倉吉都市計画道路3・5・1号上井河北中学校線）

倉吉都市計画道路3・5・19号八屋上井線（変更前 倉吉都市計画道路3・5・19号八屋福庭線）

倉吉都市計画道路3・5・21号倉吉駅河北線（変更前 倉吉都市計画道路3・5・19号八屋福庭線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大字上井及び山根

変更する部分

倉吉市太平町及び大字上井

(2) 倉吉都市計画道路3・5・1号上井東西線

追加する部分

倉吉市大字上井及び山根

(3) 倉吉都市計画道路3・5・19号八屋上井線

変更する部分

倉吉市大字上井及び山根

削除する部分

倉吉市大字山根

(4) 倉吉都市計画道路3・5・21号倉吉駅河北線

変更する部分

倉吉市太平町

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | A重油JIS1種2号 硫黄分1.0パーセント以下 750キロリットル |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成27年3月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 朝日エナジー有限会社
愛媛県今治市古谷甲548-1 |
| 5 落札金額 | 1キロリットル当たり52,600円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日 | 平成27年2月13日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県立中央病院事務局総務課 |

及び所在地

鳥取市江津730